

第4回佐久市都市計画審議会

日 時：平成24年10月5日（金）
午前9時30分～午前10時45分
場 所：佐久市建設部駒場仮事務所 会議室3

【辞令交付式】

- 1 辞令交付
- 2 自己紹介（審議会委員、事務局職員）

【審議会】

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 議 事

(1) 議事録署名委員の指名

(2) 事務報告

①傍聴者報告

②前回（第3回）議案の処理状況等報告

(3) 議案審議

第1号議案 佐久都市計画区域のうち、建築基準法第51条の規定に基づくその他の処理施設（産業廃棄物処理施設）の用途に供する建物の敷地の位置について

事務局による説明

質疑・意見等

(委員) 処理能力が大きくなるということで、特に意見があるというわけではなく、特に支障はないと認めます。

(委員) 産業廃棄物ということで、今回だいぶ増設されることになるが、かなり広範囲から持ち込まれる量も増えることになると思います。地元からも安心・安全面は守られるのかということもあると思います。産業廃棄物といっても、においだとか、音だとか、振動だとか、そういう色々な問題があるのではないかと思います。実際にこれだけ広い範囲から、63 トンもの量を持ち込まれることになる、山の中に入出入りするトラック等の運搬車両が増えると思いますが、どのようにお考えでしょうか。事故が起きたときに問題が発生するのではない

でしょうか。

(事務局) 調査報告で出している中では、自社の車両は2トン車または4トン車が1日に3、4回程度。その他に運搬車両が5台、1トン車から2トン車が申請地に入出入りすることになります。搬入車両については延べ12台ということで報告を受けています。

(委員) 伐採される原木が持ち込まれる量は、秋口に増えるなどシーズンの違うのでしょうか。

(事務局) 基本的にはA社さんの下請けで運び込むものが主だということで、季節によって変化することは多少あるにしても、工事に沿ってやっているので、そう大きな変化はないと思われます。ただ先ほどの説明にもあったとおり、台風等の災害があった場合など、そういう時には一時的には増える可能性があると思いますが、1日の処理能力が決まっているので、それ以上持ち込まれることは基本的にないと思います。処理能力以上の持込については、敷地が決まっていますので基本的には持ち込めないことになっています。

(委員) 一般の植木屋さんが切ったようなものは持ち込めますか。

(事務局) 一般廃棄物の許可をもっているので、要請があれば可能であると聞いています。

(委員) 台数が増えて地域の人に事故があつてはいけないということで、うかがいました。

(委員) 将来の展望としては、一般から広く受け入れるということはあるのでしょうか。

(事務局) 聞き取りをした中では、基本的にはA社さんの下請けで運び込むものが主ですが、要請があれば有料になるが処理能力の範囲内で一般の方も引き受けることはできますが、あくまで業務で処理するものを主体にやっていると聞いています。

(委員) 機械はキャタピラが付いており移動式なので、よそへ行って、別の場所で作業するということは考えていないですか。

(事務局) それは基本的にないです。

(委員) わかりました。

(委員) 騒音と振動について、周辺の住民からの意見で、量が多くなればそれだけ騒音と振動がひどくなると思いますが、現状はどうなっていますか。

(事務局) 本日の資料には添付してございませんが、51条の申請書の中に、将来設置した場合の想定騒音デシベルを計算してございます。長野県の生活環境基準の中で、用途地域ごとに最高の騒音デシベルが定められています。今回の土地につきましては用途の指定がございませんので、騒音の出るような規制はありませんが、用途地域の指定のある中の一番緩い基準である70デシベルを超えているかどうかを基準として判断しております。隣地境界線で70デシベル以下でないといけないということで、県として指導した結果、想定デシベルが1箇所55デシベル、もう1箇所60デシベルということで、70デシベルの基準から10～15デシベル低い数字となっております。

(委員) こちらに記載されている殺虫剤については、使用に際し特に問題はないので

すか。地下への浸透も含めて。

(事務局) 通常は使用しないということです。異常時に使うということで想定はしているようですが、基本的に、通常は使わないということです。

(委員) 出来上がったチップをその場ですぐに肥料として加工するのか、それとも積み上げておく場合は後で自然発火の心配はないのですか。

もう一点、これは大変申し上げにくいのですが、例えば近隣とのトラブルになったときに、全て行為者の責任とされるのですが、森林保全のためにも、例えば台風などの緊急時にも、こういう施設は大切になってくるかと思います。トラブルの際は、行政から近隣に対して可能な限り説明いただく等、ご協力が必要ではないかと思います。と商工業の立場から申し上げたいと思います。なかなか、そういう形で行政の協力が得られないと進まないと思います。

(事務局) 今の積み置きするのか。という話ですが、基本的に需要先が決まっているので、作ったものから運び出すため作り置きはしないということです。

また、先ほどの行政としての協力のお話ですが、市の内部で話をするということによろしいでしょうか。

(委員) 分かりました。

(委員) 今お話のように、この設備はここに作るかどうかは別として絶対に必要であるものだと思います。農家にとっても、これをマルチング材に使うとかがあります。この場所がいけないかどうかということだけが問題であって、あとはどうしても市としても行政としてもほしいものであると思います。今ある所でもありますし、騒音の問題はありますが、相当住宅からも離れていることもありますから、ここでもってやらせてもらうのが一番いいのではないかと私は思います。

(委員) なくてはならない施設ですので、これだけの市民の方に周知し説明会を実施しているので、地域の皆さんの異論がなければ、必要な施設なので良いのではないかと思います。

(委員) これは県内だけの材木ですか。県外からも来るのですか。

(事務局) A社さんの工事の中で、佐久の事業所の範囲内で出たものが主になります。

(委員) 農業者の立場で恐縮ですが、地元でも説明会を開いて支障がないということです。再利用率で農業者が使うということもあるし、リサイクルの面から見ても、早く作っていただきたいというふうに思います。

(会長) 他にご意見はございませんでしょうか。

それでは、ご意見がありませんので、第1号議案「佐久都市計画区域のうち、建築基準法第51条の規定に基づくその他の処理施設（産業廃棄物処理施設）の用途に供する建物の敷地の位置について」、佐久市都市計画審議会としては都市計画上、特に支障が無いということで良いか、挙手をもって採決したいと思います。

都市計画上、特に支障がないという方は挙手をお願いします。

.....挙 手.....

出席委員全員の挙手を得ましたので、今後この結果を踏まえて市長へ答申させていただきます。

なお、答申書の文言につきましては、本日いただいたご意見を踏まえ、私に一任させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(4) 調査審議

① 佐久都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

事務局による説明

質疑・意見等 . . . なし

② 中部横断自動車道における都市計画変更について

事務局による説明

質疑・意見等

(委員) 白田 IC から 141 号の取付道路はどのようになっていますか。

(事務局) 白田 IC からの取付道路ということで小田切地区の方でだいぶ前から協議が進められてきました。協議の中では現道拡幅という案と、それから県の方からバイパスという案が示されまして、地元の中で調整が行われていましたけれども、長い期間を要しましたが調整がつかなかったということで、県のほうからパブリックインボルブメントという手法において、これは地元の皆さんにアンケートや説明会を行って意見集約を行った上で、県で方向性を示すという手法ですが、この方法を取りまして先頃意見集約が終わりました。現在県の意向として、地元の皆様にお示しをするということで、すでに地元の協議会の役員の皆様にはその結果と方向性が示されています。概要を申し上げますと、県としてはバイパス案として整備する、これは地元の皆さんの現道拡幅がいい、バイパス案がいいという両方のご意見をいただいておりますけれども、そのアクセス道路の整備の目的等からすると、バイパス案のほうが優れている、ということがございます。そういった中で、今地元の皆様に、役員・総会の中で示しながら意見集約を図るという段階にきています。このような状況で県のほうで作業を進めているところです。

4 その他

(事務局) 2点お願いしたいと思います。

1点目といたしまして、今後の都市計画審議会の開催予定でございます。現在、生活排水部におきまして、生活排水処理施設の効率化を図るため、農業集落排水処理施設、コミュニティプラントを公共下水道へ統合する作業を進めております。

これに伴い、来年1月、下水道区域の変更についてのご審議をお願いする予定です。

2点目といたしまして、都市計画審議委員会委員について、でございます。都市計画審議会委員の任期は来年2月20日までとなっており、広報佐久10月号でご案内のとおり、委員の公募を行っております。

これからの審議会では、先ほどの調査議案2件を始め、火葬場やごみ焼却場などの都市施設の位置の決定等、多くの重要な案件についてご審議いただくこととなります。

委員各位におかれましては、今後とも、都市計画審議会にご協力いただき、都市計画行政推進にご尽力賜りますよう、お願い申し上げます。

(委員) 先ほどの調査審議の所ですが、8ページの資料で、22年と32年までの方向ですよね。8ページのところで既存の中心市街地ということで岩村田駅周辺、中込駅周辺、白田駅周辺、御代田駅周辺、望月地区とありますが、あと10年後の話でしたら私は中央区の人間として、北中込駅周辺も入れていただきたいと思いますが、その辺の解釈はいかがですか。

(事務局) そういった意見を皆さんにお伺いしたいということで説明会を開いておりますので、その意見を踏まえて案を作って佐久市さんに意見を伺って案を作成しますので、北中込駅周辺も加えていただきたいという意見として持ち帰らせていただきます。ありがとうございました。